

(設置・目的)

第1条 修学上経済的に困難な学生(科目等履修生, 研究生等を除く。)に対して支援を行うことを目的として, 大分大学(以下「本学」という。)に大分大学入学料・授業料奨学融資制度(以下「奨学融資制度」という。)を設ける。

(制度)

第2条 奨学融資制度は, 学生が本学と奨学融資制度について契約した機関(以下「金融機関」という。)から融資を受けた入学料又は授業料相当額に対する利子を学生の在学中に係る利子相当分に限り本学が金融機関に支払う(以下「利子補給」という。)ものとする。

(利子補給対象者)

第3条 本学が承認し, かつ, 金融機関から入学料又は学期の授業料相当額の融資を受けた者を奨学融資制度の利子補給対象者とする。

(利子補給対象者の人数, 選考及び承認)

第4条 利子補給対象者の人数は, 前期及び後期の2期に区分し, 1期当たり30人の半期分授業料相当額以内とする。

- 2 学長の承認は, 第9条の条件を満たした学生の家計状況を別に定める算出方法により算定し, 困窮度の高い者から順位を付し, 順位が上の者から行う。
- 3 前項の規定にかかわらず, 選考及び学長の承認は, 入学料又は授業料の半額免除の承認を受けていない者を優先して行うものとする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給する期間は利子補給対象者の融資時点での最短卒業見込みの時までとし, 早期卒業の場合はその卒業の時までとする。ただし, 次の各号に掲げる期間に限り申請に基づき期間の延長を許可することがある。

- (1) 本学学部から本学大学院に進学した場合の大学院の修業年限
  - (2) 病気, 留学等のやむを得ない事情により融資時点での最短卒業見込みを超えて在学する場合の延長期間(卒業の見込める者で最長1年間)
- 2 前項の規定にかかわらず, 利子補給対象者の特別な事情によっては, 利子補給を取り止めることがある。

(利子補給の最終期限)

第6条 利子補給する最終期限は, 次のとおりとする。

- (1) 卒業・修了による身分異動の場合にあつては, 金融機関との最終約定日まで。
- (2) 退学等による身分異動の場合にあつては, 利子補給停止の通知を金融機関が受領した日の該当する約定日まで。

(金融機関との契約)

第7条 利子補給は, 本学と金融機関との契約に基づき行うものとする。

(選考)

第8条 学生が奨学融資制度を利用するときは, 大分大学学生・留学生支援委員会(以下「委員会」という。)の議を経て, 学長の承認を受けなければならない。

(選考基準)

第9条 奨学融資制度の選考基準を満たす者は, 次の各号の認定を受けた者であることとする。

- (1) 経済的理由によって入学料又は授業料の納付が困難であることの認定は, 次により行

う。

ア 総所得金額が別に定める算出方法により収入基準額以下であること。ただし、次のいずれにも該当する者は、独立生計者と認定し、学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で算定する。

（ア） 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

（イ） 父母等と別居している者

（ウ） 学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

イ 総所得金額が収入基準額を超える場合であっても次のいずれかに該当し、収入基準額を超える額が収入基準額の10パーセント以下であり、かつ、多額の支出を要する特別な事情があると認められる場合

（ア） 学生本人が身体障害者の場合

（イ） 学生の属する世帯に長期療養者又は身体障害者が同居の場合

(2) 学業成績の認定は、次により行う。ただし、病気、留学等のやむを得ない事情により修業年限を超えて在学する場合又は認められた長期履修期間を超えて在学する場合は、最長1年を加えた年数で卒業が見込める者であること。

ア 学部1年次に在学する者であること。

イ 学部2年次以上に在学する者は、次表の修得単位数を満たす者であること。

(単位)

学 部		2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	備 考
教育学部		3 1	6 2	9 3			
経済学部		3 1	6 2	9 3			平成29年度以降の入学者
		3 2	6 4	9 6			平成28年度以前の入学者
医学部	医学科	2 5	5 8	1 1 2	1 4 5	1 4 5	令和2年度以降の入学者
		2 5	5 7	1 1 1	1 4 5	1 4 5	平成29年度から令和元年度までの入学者
		3 0	6 3	1 1 5	1 4 8	1 4 8	平成28年度の入学者
		3 1	6 1	9 2	1 3 5	1 3 5	平成24年度から平成27年度までの入学者
	看護学科	3 1	6 3	9 4			令和4年度以降の入学者
		3 1	6 2	9 3			令和3年度以前の入学者
先進医療科学科		3 1	6 2	9 3			
理工学部	創生工学科機械コース	3 3	6 6	9 9			
	創生工学科電気電子コース	3 2. 5	6 5	9 7. 5			

創生工学科福祉メカ トロニクスコース	3 2	6 4	9 6			
創生工学科建築学コ ース	3 2. 5	6 5	9 7. 5			
共創理工学科数理科 学コース	3 1	6 2	9 3			
共創理工学科知能情 報システムコース	3 2	6 4	9 6			
共創理工学科自然科 学コース	3 1	6 2	9 3			
共創理工学科応用化 学コース	3 2	6 4	9 6			
理工学科数理学プロ グラム	3 1	6 2	9 3			
理工学科知能情報シ ステムプログラム	3 1	6 2	9 3			
理工学科物理学連携 プログラム	3 1	6 2	9 3			
理工学科電気エネル ギー・電子工学プロ グラム	3 1	6 2	9 3			
理工学科機械工学プ ログラム	3 1	6 2	9 3			
理工学科知能機械シ ステムプログラム	3 1	6 2	9 3			
理工学科生命・物質 化学プログラム	3 1	6 2	9 3			
理工学科地域環境科 学プログラム	3 1	6 2	9 3			
理工学科建築学プロ グラム	3 1. 5	6 3	9 4. 5			
理工学科DX人材育 成基盤プログラム	3 1	6 2	9 3			
福 祉 健 康 科 学 部	理学療法コース	3 3	6 6	9 8		
	社会福祉実践コース	3 1	6 2	9 3		
	心理学コース	3 1	6 2	9 3		

ウ 修士課程1年次又は博士前期課程1年次に在学する者であること。

エ 修士課程2年次又は博士前期課程2年次の者で、1年次において修得単位数が15単  
位以上の者であること。

オ 医学系研究科博士課程又は博士後期課程に在学する者であること。

(3) 前号に該当しない者の認定については、委員会で審議する。

(申請書類)

第10条 申請者が提出する書類は、次のとおりとする。ただし、当該学期に入学科免除、入学  
料徴収猶予及び授業料免除の申請があった場合は、第3号から第12号までの書類の提出を省  
くものとする。

- (1) 大分大学入学科・授業料奨学融資制度利子補給申請書（所定様式）
- (2) 大分大学入学科・授業料奨学融資制度融資金の代理受領に関する委任状（所定様式）
- (3) 家庭調書（所定様式）
- (4) 所得証明書

- (5) 源泉徴収票  
給与所得者（年金・恩給を含む。）を対象とし、勤務年数が1年未満の者は、1か月の給与証明書
- (6) 確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）  
商業、工業、林業及び水産業所得者を対象とする。
- (7) 農業所得証明書（所定様式）又は農業所得の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）  
農業所得者を対象とする。
- (8) その他各申告書等の写し  
その他の職業による所得者及び雑所得者を対象とする。
- (9) 被災証明書  
1年以内に災害を受けた者を対象とする。
- (10) 長期療養証明書又は身体障害者手帳の写し  
長期療養者又は身体障害者のいる世帯を対象とする。
- (11) 独立生計申立書及び健康保険証の写し  
独立生計者を対象とする。
- (12) その他参考となる証明書
- (13) 指導教員等の推薦所見（第9条第3号の場合に限る。）

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、奨学融資制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年規程第20号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第1号）

この規程は、平成19年1月15日から施行する。

附 則（平成20年規程第67号）

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則（平成21年規程第46号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項及び第9条第1号アに規定する別に定める算出方法については、当分の間、文部科学省通知（平成14年12月26日14文科高第664号及び平成15年2月26日14文科高第783号）を準用し、第9条第1号アに規定する収入基準額は、半額免除にかかる収入基準額とする。ただし、申請者の奨学金は総所得金額に含まないこととする。
- 3 大分大学入学科・授業料奨学融資制度実施基準（平成18年3月27日制定）は、廃止する。

附 則（平成28年規程第41号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第64号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第58号）

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和5年規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第62号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第11号）  
この規程は、令和6年2月27日から施行する。

附 則（令和7年規程第32号）  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。